

自由民主党憲法調査会憲法改正プロジェクトチーム議論の整理(案)

平成16年4月15日

○前文について

PTとしての共通認識

- ①現行憲法前文は書き換える。
- ②前文の議論は、最初に議論し、各条文の議論を経て最後に再び議論する。

(1) 前文に盛り込むべき事項

- ①現行憲法の国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の3原則。(渡海紀三朗衆議院議員、保岡興治会長、葉梨康弘衆議院議員)
- ②わが国の歴史・伝統・文化・国柄・健全な愛国心(わが国のかたち、アイデンティティー)。(渡海紀三朗衆議院議員、坂本剛二衆議院議員、中野清衆議院議員、平井卓也衆議院議員、福島啓史郎参議院議員、森岡正宏衆議院議員)
- ③日本の目指すべき方向及び理念。(福島啓史郎参議院議員、鈴木淳司衆議院議員)
- ④誤った平和主義、人権意識への戒め。(谷川弥一衆議院議員)
- ⑤第9条の見直しを反映させる。(福島啓史郎参議院議員、渡海紀三朗衆議院議員、杓掛哲男参議院議員)
- ⑥環境権、自然との共生、循環型社会。(清水嘉与子参議院議員、渡海紀三朗衆議院議員、吉野正芳衆議院議員)
- ⑦日本国民をどう捉えるかをうたうべき。(小野晋也衆議院議員)

(2) 前文の文章表現等

- ①義務教育段階でも理解できるような分かりやすい文章とし、教育的効果を持たせるべき。(清水嘉与子参議院議員、福島啓史郎参議院議員、保坂三蔵参議院議員)
- ②多少長くなっても、しっかりと国の理念を明解に書くべき。(西村康稔衆議院議員)
- ③現行憲法前文は、一文が長すぎる。日本語の模範とするような前文とすべき。(中野清衆議院議員、平井卓也衆議院議員)
- ④憲法改正には国会の3分の2の多数が必要であることから、英試案程度とすべき。(大前繁雄衆議院議員)
- ⑤「正義」、「普遍」等の抽象的表現は使用すべきでない。(伊藤信太郎衆議院議員)

(3) その他

- ①1920年～40年を反省する余り、日本人の心は傷んでいる。これを克服するような前文とすべきである。(能代昭彦衆議院議員)
- ②平和主義と日本人はうぬぼれている。ベトナム特需を楽しみ、アメリカの核には何も言わない。うぬぼれてはいけない。(松村龍二参議院議員)
- ③現行憲法制定過程で、果たして日本人が加担していないかは分からない。ドイツのような巧みさ、憲法を変えることができることを明記すべき。国内の国際協調主義も考えるべき。(保坂三蔵参議院議員)

○天皇

(1) 象徴天皇制

- ①天皇制については、日本の伝統と文化の中で深く根ざし、国民の間で大変支持されている制度で、現行憲法のままであったとしても、さほど問題ない。あえて元首と書かなくてもよい。(渡海紀三朗衆議院議員、清水嘉与子参議院議員、船田元衆議院議員、伊藤信太郎衆議院議員、葉梨康弘衆議院議員、松村龍二参議院議員、福島啓史郎参議院議員、谷公一衆議院議員)
- ②ご退位ということも認められることがあってもいいのではないかと。(清水嘉与子参議院議員)
- ③天皇は元首と明記し、権力と切り離すべき。(森岡正宏衆議院議員、大前繁雄衆議院議員、衛藤晟一衆議院議員、近藤基彦衆議院議員、中山泰秀衆議院議員、桜田義孝衆議院議員、佐藤錬衆議院議員、奥野信亮衆議院議員)
- ④天皇の祭祀等を公的行為と位置づけるべき。(森岡正宏衆議院議員、衛藤晟一衆議院議員、福島啓史郎参議院議員、葉梨康弘衆議院議員、佐藤錬衆議院議員)
- ⑤皇室典範を改正し、女性宮家の創設や養子制度の復活を図るべきである。(衛藤晟一衆議院議員、船田元衆議院議員、葉梨康弘衆議院議員)
- ⑥基本的人権と天皇個人をどう捉えるかの議論は、ある種の天皇制否定の議論に行く可能性が十分にある。(山崎力参議院議員、西川京子衆議院議員)
- ⑦天皇が、法を超えた全体の日本の象徴であると憲法の中で書くことは可能なのだろうか。法を超える存在は法の中

に書き込めないのではないか。(小野晋也衆議院議員)

⑧天皇の権威は世界最高。外国の王室と天皇を同一視することは危険。(桜田義孝衆議院議員)

⑨天皇の条文で一番大事なのは、第4条第1項「天皇は、この憲法に定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」。(杉浦正健座長)

(2) 女帝

①皇室典範を改正し、女帝を認めるべき。(渡海紀三朗衆議院議員、清水嘉与子参議院議員、桜井新参議院議員、森岡正宏衆議院議員、船田元衆議院議員、西川京子衆議院議員、衛藤晟一衆議院議員、福島啓史郎参議院議員)

②女性天皇の問題は、詰めの作業をしないで賛成、反対をすると袋小路に行く議論になる。明治時代には、議論の身を全部尽くした上で、男系男子となった。(山崎力参議院議員)

③憲法改正とはあまり関係ないのではないか。憲法改正の議論とは別の場で議論すべきだ。(加藤勝信衆議院議員)

(3) 神道

①国民の心の拠りどころが必要ではないか。そのひとつが神道ではないか。(奥野信亮衆議院議員)

②神道は宗教なのか。神道は宗教として扱わないようにすべきだ。(桜井義孝衆議院議員)

③日本が間違ったのは、明治政府が神道を国家神道にしたこと。神道を国家に持ち込んで、国民にある意味で強制したというところに、あの戦争に至る根源のひとつがある。(杉浦正健座長)

○安全保障

(1) 憲法第9条

①第9条第1項はこのままでよい。(渡海紀三朗衆議院議員、舛添要一参議院議員、松村龍二参議院議員、船田元衆議院議員、福島啓史郎参議院議員、松宮勲衆議院議員、衛藤晟一衆議院議員)

②自衛のため、国際協力のための軍隊は必要。第2項を改正すべき。(渡海紀三朗衆議院議員、舛添要一参議院議員、森岡正宏衆議院議員、中野清衆議院議員、松村龍二参議院議員、今津寛衆議院議員、船田元衆議院議員、福島啓史郎参議院議員、松宮勲衆議院議員、清水嘉与子参議院議員、仲村正治衆議院議員、衛藤晟一衆議院議員)

③内閣総理大臣の最高指揮権を明確にすべき。(渡海紀三朗衆議院議員)

④シビリアンコントロールを憲法上明確にすべき。(渡海紀三朗衆議院議員、福島啓史郎参議院議員、松宮勲衆議院議員)

⑤非常事態を規定する条項を設けるべき。(舛添要一参議院議員、中野清衆議院議員、船田元衆議院議員、清水嘉与子参議院議員)

⑥集団的自衛権とは第1項なのか第2項なのか。(高木毅衆議院議員)

⑦内閣法制局の第9条解釈が有権解釈になるというのはとんでもない話。(谷川秀善参議院議員)

⑧誰が解釈しても同じような答えが出てくるような条文に改正すべき。(谷川秀善参議院議員、大前繁雄衆議院議員)

⑨集団的自衛権の問題は、国連憲章の改正問題(敵国条項)、安保理改革問題に大きくかかわってくる問題。(舛添要一参議院議員)

⑩自衛権の中で個別的・集団的自衛権があり得ると認めるのが当たり前。(舛添要一参議院議員、平沢勝栄衆議院議員、松宮勲衆議院議員)

⑪集団的自衛権を保持しているが、行使できないという内閣法制局の解釈は承知できない。(舛添要一参議院議員)

⑫内閣法制局は、条文に従って解釈する役割を果たしているわけで、法制局が官僚だからけしからんと言っていたのでは問題はいつまで経っても解決しない。現在の第9条では、どんなに拡大解釈しても集団的自衛権の行使は出てこない。ここをまず認識した上で憲法第9条を改正すべき。(玉沢徳一郎衆議院議員)

⑬自衛隊を軍であると認めさせようとの提案があるが、国民の認識はそこまではしていないのではないか。自衛隊を合憲的存在として規定することが、いま一番国民感情に即している。(早川忠孝衆議院議員)

⑭自衛隊法、安全保障基本法で国の安全保障のあり方の基礎的な制度を確立した上で、憲法を改正すべき。(早川忠孝衆議院議員)

⑮日本人の生命・財産を守るために必要である範囲での集団的自衛権の行使は当然認めるべきだが、フルサイズの集団的自衛権については国民的なコンセンサスは非常に得にくい部分が多く、今後の検討課題。(清水嘉与子参議院議員)

⑯日米安保条約を見直すべき。日本が当然に引き込まれるという形は避けるべき。(福島啓史郎参議院議員、吉野正芳衆議院議員)

⑰第9条第1項、自衛隊の位置づけ、個別的・集団的自衛権の位置づけ等を相当明確に書いていくことが必要。しつかりした歯止めを安全保障の条項で書いていくべき。(葉梨康弘衆議院議員、清水嘉与子参議院議員、早川忠孝衆議院議員、能代昭彦衆議院議員、吉野正芳衆議院議員)

⑱現行憲法でも集団的自衛権の行使ができると、政府の憲法解釈を変更すべき。(能代昭彦衆議院議員、衛藤晟一衆議院議員)

⑲赤字国債の伸び率と、戦前の国防費の伸び率を見ていると、日本という国は全然変わっていない。太平洋戦争の総括をしていない。反省も全然していない、同じことを平気でやって行くのだと思い、心配。行け行けどんどんという時代だからこそ、ちょっと待てよという考え方も必要なのではないか。(谷川弥一衆議院議員)

⑳「何を」「どこから」「どうやって」守るかという三つのことについて詰めた議論が必要。「情報主権」をしっかりと日本が持つことも安全保障上非常に重要。(伊藤信太郎衆議院議員)

(2) その他

①国民の選んだ議員のチェックというものを無視すると凄まじいことになるというのが、戦前の明治憲法の仕組みを反省した我々の立場でなければならない。(能代昭彦衆議院議員)

②広島、長崎に国連機関を誘致し、広島、長崎という日本の特異性を世界に示していくことも必要。(中山泰秀衆議院議員)

○国民の権利及び義務

(1) 公共の福祉

①「公共の福祉」の概念が曖昧であり、「公共の利益」とすべき。(渡海紀三朗衆議院議員)

②1人の権利を守るために圧倒的多数の人の利益が損なわれることは絶対に避けるべき。「公共の福祉」は曖昧過ぎ、文字も改正すべき。(桜田義孝衆議院議員)

③「公共の福祉」実現のための権利の制限を明記すべき。(衛藤晟一衆議院議員)

④「公共の福祉」は借りてきた概念で、日本語になじまない概念。(森元恒雄参議院議員)

⑤「公共の福祉」は輸入された概念で、戦後、学者によっていいように解釈されてきた。「公共の利益」と他人の権利を侵害しないという制約原理であることを明記すべき。(葉梨康弘衆議院議員)

(2) 家族

①家族が基本、家族を大切に、家庭と家族を守っていくことが、この国を安泰に導いていく元だということをしつかりと憲法に位置づけるべき。(森岡正宏衆議院議員)

②家族関係について規律を定めておくことが必要になってきている。(野田毅衆議院議員)

③憲法に家族保護をきちんと書くべきだ。(衛藤晟一衆議院議員)

④人間の支えになるものの根底は家族であり、その家族観を憲法に書くべき。(西川京子衆議院議員)

⑤よい家族こそ、よい国の礎である。憲法に家族を強調すべき。(能代昭彦衆議院議員)

⑥現行憲法に家族についての言及がないのは問題。ぜひ入れるべき。(中野清衆議院議員)

⑦家族について憲法に書くことには反対しないが、どこまで書くかについてはかなり慎重が議論があるのでないか。(渡海紀三朗衆議院議員)

⑧家族・個人の間をもう一回構築してということが大変重要。家族という概念がこれまでの血縁関係の家族という概念でいいのかどうか。(加藤信勝衆議院議員)

(3) 政教分離

①政教分離規定を、「特定宗教の布教宣伝を目的とした宗教的活動は禁止する」と明確にすべき。(衛藤晟一衆議院議員)

②わが国の伝統・文化までもすべて宗教だということ一刀両断していいのか。(中野清衆議院議員)

③布教活動をしない神道が宗教といえるのか。(桜田義孝衆議院議員)

(4) 義務

①国防の義務、奉仕活動の義務、裁判員となる義務は必要。(森岡正宏衆議院議員)

②緊急時に国を守っていく、あるいは緊急時における協力をしていくといった義務は国の基本。(野田毅衆議院議員)

③養育の義務、扶養の義務、保護の義務が必要になってきている。(野田毅衆議院議員)

④憲法尊重義務を規定すべき。(大前繁雄衆議院議員)

⑤「国民はよい家庭を作り、よい国をつくる義務がある」と書くべき。(能代昭彦衆議院議員)

⑥子は親を扶養する義務があり、親は子を養育する義務があり、夫婦は相和す義務がある。(桜田義孝衆議院議員)

⑦国を守る義務について議論を収束させて書かなければいけない。(渡海紀三朗衆議院議員)

⑧家族・コミュニティに奉仕をする延長線上に国に対する奉仕も位置づけ方がなじみやすい。(加藤勝信衆議院議員)

- ⑨非常事態において国民がどのような義務を負って権利が制限されるということを明確に明文で明らかにすべき。(葉梨康弘衆議院議員)
- ⑩公共のため、国のための奉仕、国を守る義務・責任を負うということを明記すべき。(佐藤錬衆議院議員)

(5) 権利

- ①個人の権利が守られるということは、他人の権利を守る責任を負うということ。(渡海紀三朗衆議院議員)
- ②権利の濫用の禁止、他人の権利の尊重を明記すべき。(衛藤晟一衆議院議員)
- ③国の教育権を認める規定を明記すべき。(衛藤晟一衆議院議員)
- ④子が親を扶養するという範囲内で財産権は平等ではないという認定をする必要があるのではないかと。(桜田義孝衆議院議員)
- ⑤競争原理が働かない、倒産原理も働かない行政を規律させる最大のポイントである情報公開請求権を規定すべき。(森元恒雄参議院議員)
- ⑥ある程度以上は権利を主張できないことを憲法上明記する必要がある。(松村龍二参議院議員)
- ⑦権利のうち一番大事なものは物理的権利よりも思想的な権利だ。(伊藤信太郎衆議院議員)
- ⑧自分勝手な権利の主張だけでは、到底コミュニティは維持できず、国家も維持できない。(早川忠孝衆議院議員)
- ⑨ホームレスを強制的に移住させるような権利を地方公共団体に持たせてもいいのではないかと。(桜田義孝衆議院議員)

(6) その他

- ①皇室に関する規定は常に第1条であるべき。(大前繁雄衆議院議員)
- ②憲法とは、愛国心の発露。国に対する愛のない憲法が憲法として成り立つのか。(西川京子衆議院議員)
- ③戦災復興院の都市計画の網が60年近くかかっている。あまりにもひどい法の網規制は考え直すべき。(小島敏男衆議院議員)
- ④都市計画法による国民の権利の規制に対して、受忍の限度を明記すべき。(中野清衆議院議員)
- ⑤相手を生かして自分が生きるという共生の視点からの憲法を作っていきたい。(吉野正芳衆議院議員)
- ⑥権利意識の前提は自立した個人だが、日本が個人の自立まで成熟しているかは疑問。(鈴木淳司衆議院議員)
- ⑦家族・コミュニティに奉仕する延長線上に国に対する権利を位置づけて、議論をしていった方が私共の世代にはなじみやすい。(加藤勝信衆議院議員)
- ⑧いい意味での愛国心、率直にみんなが従えるような愛国心を憲法に盛り込むべき。(能代昭彦衆議院議員)
- ⑨理想を追って現状を無視した場合には、国民の規範ではなくなる。(小島敏男衆議院議員)
- ⑩OBサミット報告書「人間の責任に関する世界宣言案」は、権利ばかり主張すると人類の将来は危うくなるとの警鐘を鳴らしている。(杉浦正健座長)
- ⑪新渡戸稲造博士の著書「武士道」のような素晴らしいものを我々は持っていたということを再確認し、時代に合う形で作り変えていく作業が極めて大事だ。(森元恒雄参議院議員)
- ⑫多くの国民は自由を求めているようでいながら、実は自由から逃れたいと密かに思っている。こういうふうにものを考えれば幸せになれるということを規定してほしいというのは国民の大多数が持っている願望ではないかと。(伊藤信太郎衆議院議員)

○新しい権利

(1) 犯罪被害者の権利

- ①犯罪被害者の刑事手続への参加等、犯罪被害者の権利を明記すべき。(杉浦正健座長)
- ②犯罪被害者の保護規定を置くべき。犯罪被害者の悲痛な思いはぜひ政治が考慮しなければならない。(能代昭彦衆議院議員)
- ③犯罪被害者の権利を被告人の権利に対する対抗原理として憲法上認めていかなければならない。(葉梨康弘衆議院議員)
- ④個人間の権利調整という切り口からの見直しが必要になってきているのではないかと。(野田毅衆議院議員)

(2) 環境権、プライバシー権、情報開示請求権

- ①財産権の不当な行使によって環境が害される。制約原理として環境権を考えていかなければいけない。社会生活の中でみんなが暮らしよくなるという観点から新しい権利を付加すべき。(葉梨康弘衆議院議員)
- ②新しい権利という切り口で言うと、環境権、プライバシーを守る権利というのはかなり共通するのではないかと。(船田元衆議院議員)

- ③国家と知る権利を活用する側、双方のバランスを捉えるような形で憲法において知る権利を充実させて頂きたい。
(中山泰秀衆議院議員)
- ④情報化社会に対応するため、情報開示請求権を導入すべき。ただし、国の安全にかかわる情報の保護の問題を併せて考える必要がある。国家の安全等にかかわる情報について国の保護義務も同時に明記すべき。(衛藤晟一衆議院議員)
- ⑤環境を守る義務も入れておかなければ、環境権は守れない。(衛藤晟一衆議院議員)
- ⑥環境権、プライバシー権、個別法でどういう風にそれが実現されているかということの方がむしろ重要だ。憲法に書く以上、個別法で現行法以上のものが与えられるような内容でなければ、新しくそういう権利を書くことは適当でない。(福島啓史郎参議院議員)

(3) その他

- ①少年法、少年を特別扱いする刑法の規定は憲法違反ではないか。年齢による差別をなくする合理的な法律の体系を再構築するような根拠を憲法に入れるべき。(能代昭彦衆議院議員)
- ②権利の制限について義務と一緒に考えるべき。(谷川秀善衆議院議員)
- ③肥大化した権利である表現の自由、言論出版の自由に対する制約要素として名誉を侵害されない権利を憲法上の権利として置くべき。(葉梨康弘衆議院議員)
- ④権利に相応して公共の福祉、義務について憲法上しっかりと記述すべき。(松村龍二参議院議員)
- ⑤占領下にできた憲法を果たして憲法と言えるのか。親や社会から受けてきたものを返していくという思想をうたうべき。縦のつながりという観念を入れるべき。(西川京子衆議院議員)
- ⑥家族の相互扶助の義務くらいはなければおかしい。(野田毅衆議院議員)
- ⑦健康で文化的な最低限度の生活度はどの程度なのか。逆にギャップが利用される危険性もある。(船田元衆議院議員)

○国会と内閣について

*二院制のあり方については、一院制を支持する手権と二院制を支持する意見の賛否両論。首相公選制については、反対が多数意見であり、賛成は少数意見。

二院制のあり方について

(1) 二院制を支持する意見

- ①衆議院は完全小選挙区制、参議院は比例代表性又は地域代表性との選挙制度改革により両院の機能を変えていくべき。(渡海紀三朗衆議院議員)
- ②国民にとって本当にいい役割が果たせる二院制であることと、両院の役割を憲法に明記すべき。(清水嘉与子参議院議員)
- ③両院が本来の機能を果たしていないとの批判があるからといって、最初に一院制ありきというのは乱暴すぎる。(古屋圭司衆議院議員)
- ④両院での法案審議の役割分担を明確化し、参議院で否決された法案の衆議院での再議決要件を三分の二から過半数に変更し、二院制を残すべき。(桜田義孝衆議院議員、衛藤晟一衆議院議員)
- ⑤二院制のあり方は、道州制の是非と不可分の関係にある。ドイツ型連邦制を参考としつつ、検討すべき。(松宮勲衆議院議員)
- ⑥二院制が必要。チェック・アンド・バランスが必要。(沓掛哲男参議院議員)
- ⑦参議院は重すぎる、スピードの時代に合わないと言うが、早ければいいのか。両院の機能を整理し、両院の良さを再点検すべき。(保坂三蔵参議院議員)
- ⑧一院制を採用すれば、直ちに国会の意思決定がスピードアップするとは言えない。問題は、国防等国益に関して、与野党が国会の中で結束する意識がないということ。(葉梨康弘衆議院議員)
- ⑨二院制の本来の役割を果たすため、衆参両院の選挙制度を違う方式にすべき。(鈴木淳司衆議院議員)
- ⑩米国の上下両院のように、人口による選出の一院と人口にかかわらず都道府県各2選出の一院という制度という形で均衡をとらせていくというこうもあり得るのではないか。(加藤勝信衆議院議員)
- ⑪二院制がしっかりして機能していれば、行き過ぎや間違い、足らなかったことも修正できる。比例代表性は、政治不信に繋がる政治家を作り出してしまう結果となった。衆参ともに比例代表性は廃止し、直接選挙とすべき。議員定数は、衆議院は**300**人、参議院は**100**人とすべき。(桜井新参議院議員)

(2) 一院制を支持する意見

- ①衆参両院をともに廃止して新しい一院を作る構想は卓見。**10**年後の施行、**15**年後の施行等、施行期日について工

夫を凝らせば、十分議論が可能。(能代昭彦衆議院議員)

②これからの時代はスピードが大切であり、地方議会は一院制であることを考えれば、二院制でなければ各界各層のチェックができないとは思えない。(吉野正芳衆議院議員)

③両院の選挙制度が似通ってきたこと、政策決定にスピードがもためられていることから、衆参両院を廃止して、新たな一院をつくるべき。その際、中期的目標を設定することが必要。(大村秀章衆議院議員)

④両院制の弊害は、衆参いずれか一院で3分の1の批判勢力さえ確保すれば憲法改正ができないということで、そこに日本の政治の停滞の根幹がある。10年ないし20年を視野に一院制に移行するのが正しい。(早川忠孝衆議院議員)

⑤国会の政治決定に時間がかかりすぎ、民間企業なら倒産してしまうという強烈な印象がある。両院を合併して一院制にすべき。議員定数500人程度に削減し、議院内閣制をさらに強め、内閣に国会議員が200人程度入るべき。道洲は政府機関とし、内閣府を充実させ、国会移転を実現させるべき。(田野瀬太郎衆議院議員)

⑥アメリカの人口の半分で、2倍の国会議員がいる現状は是正すべきで、一院制で国会議員の定数削減を実現しなければならない。(大前繁雄雄議員議員)

⑦国民は、せめて国政も地方議会並みのスピードを持ってほしいと願っている。衆参両院を対等に統合し、一院制の国会を作り、10年なら10年かける中で、議員定数を削減していくということもひとつの道。国政に対する緊張感の欠落が政治離れの原因。(衛藤征士郎衆議院議員)

○政治主導のための杉浦座長3提案

1、総理・各閣僚の国会への出席義務の解除。

2、法案提案権を内閣からとりあげ、法案提案権を議員に限定する。

3、議院の議事の定足数の削除。

(1) 3提案に賛成の意見

①現行憲法に法案提案権は立法府にあるとしか書いていない。3提案に賛成。(渡海紀三朗衆議院議員)

②3提案は全くそのとおり。第1提案は、野党の攻撃材料を封じることになるので、このまま進めていくべき。(小島敏男衆議院議員)

③議案の提案権は立法府の議員にあることを徹底すべき。3提案をきちんと書き込むべき。(能代昭彦衆議院議員)

④(第2提案) 基本的に賛成。ただし政党の位置づけをきちんと書き込み、政党、議員が立案能力を持つていくことが必要。(葉梨康弘衆議院議員)

⑤(第1提案) 国家の機能を完璧にするために必要。(第3提案) 日頃関心のある人が出ていればよい。(松村龍二参議院議員)

⑥(第2提案) 予算・予算関連法案の提案権を内閣に残すのであれば賛成。(福島啓史郎参議院議員)

(2) 3提案に反対の意見

①(第2提案) 政官癒着の危険性もあり、党内の大多数とは違う法案提出の可能性もあり、マイナス面も考えておくべき。米国製、英国型のいずれかを望むかの議論もあるべき。(舛添要一参議院議員)

②(第2提案) 現状では、絶対無理だと思う。(清水嘉与子参議院議員)

③(第2提案) 憲法で法案提案権を議院に絞ったとしても、議員提案の形を取った内閣提案は可能。(葉梨康弘衆議院議員)

④(第3提案) 米国のように委員会審議が1対1になってもいいのか? 議院が委員会に出席しないとの国民の批判があるのではないかと。(清水嘉与子参議院議員)

⑤(第1提案) 憲法の構成上好ましくない。(福島啓史郎参議院議員)

⑥(第2提案) 政党がしっかりしていない限りこれは動かない。(舛添要一参議院議員)

4、首相公選制について

(1) 首相公選制に賛成の意見

①立候補してから半年間かけるなど時間をかければ、人気投票にはならないので、首相公選制に賛成。(桜田義孝衆議院議員)

(2) 首相公選制に反対の意見

①現在の日本の状況では、まだしばらく議院内閣制の方がいい。(渡海紀三朗衆議院議員)

②首相公選制を導入すると、人気投票になるのではないかと。独裁者の出現も懸念される。象徴天皇制と公選された首相との関係がおかしくなるのではないかと。これは非常に危険だ。また、首相の所属政党と与野党の関係で、野党が多数党になると、政府が機能しなくなるおそれがある。(森岡正宏衆議院議員)

- ③日本が悠久の歴史の中で培ってきた文化を見据えていけば、首相公選制は相容れないもの。(古屋圭司衆議院議員)
- ④首相公選制は、議院内閣制を採る日本の政治システムの中では採用できない。(早川忠孝衆議院議員)
- ⑤国会議員による首相指名方式がベター。(松宮勲衆議院議員)
- ⑥首相公選制は日本の風土にはなじまない。(保坂三蔵参議院議員)
- ⑦イスラエルで首相公選制を導入して、後に廃止したことを重く受け止めるべき。(葉梨康弘衆議院議員)
- ⑧日本で首相公選制を導入すれば、また横山ノック現象が起る。(衛藤征士郎衆議院議員)
- ⑨日本は、事実上の立憲君主国であり、首相公選制には絶対反対。(大前繁雄衆議院議員)
- ⑩一院制で議院内閣制とすべき。(衛藤晟一衆議院議員)
- ⑪天皇制、君主制の国で、大統領制を採るといのではないと思う。(福島啓史朗参議院議員)

5、内閣について

(1) 内閣総理大臣の権限

- ①現行憲法において「内閣は」とされている条文を「内閣総理大臣は」と改め、内閣総理大臣の権限を明確化すべき。(渡海紀三郎衆議院議員)
- ②内閣総理大臣の解散権(衆議院解散・総選挙)の功罪を議論すべき。(中野清衆議院議員)
- ③内閣総理大臣の参議院に対する解散権を導入すべき。(能代昭彦衆議院議員)
- ④第7条3項解散には無理がある。明確な規定を設けるべき。(近藤基彦衆議院議員)
- ⑤内閣総理大臣の閣議における決定権を強化し、閣議の全会一致の原則は見直すべき。(中谷元衆議院議員)
- ⑥現行憲法では、内閣総理大臣の解散権は読めない。(石崎岳衆議院議員)
- ⑦内閣総理大臣の非常大権は認めるべき。(石崎岳衆議院議員)
- ⑧個人としての内閣総理大臣に行政権を認めると、天皇制との整合性が取れなくなる。(西田猛衆議院議員)
- ⑨大統領的首相にまで内閣総理大臣の権限を強化すべき。(福島啓史朗参議院議員)

(2) 閣僚の選任

- ①「閣僚は全員国会議員でなければならない」との明文規定を設けるべき。(古屋圭司衆議院議員)
- ②閣僚は国会議員の中から選ぶ英国方式とすべき。(福島啓史朗参議院議員)

(3) 政党の位置づけ

- ①憲法に政党条項を設け、政党の憲法上の地位を明確にすべき。(渡海紀三朗衆議院議員)
- ②立法府に議席を置く政党の人間がどこまで内閣に関与し、行政に関与していくかを定めなければ、条文に反映できない。(山崎力参議院議員)
- ③憲法に政党の位置づけと役割を明記することが、日本の政治をよくしていくことにつながる。(森岡正宏衆議院議員)
- ④憲法に政党規定を置くことは、現実には難しいのではないか。(早川忠孝衆議院議員)

(4) 諮問会議、審議会

- ①議院内閣制のもとで、政党政治を超越した形で諮問会議、審議会等の意見が採用される現状は改めるべき。(上杉光弘参議院憲法調査会長)
- ②審議会を全廃し、審議会を排除しない限り、政治主導はありえない。(能代昭彦衆議院議員)

(5) その他

- ①第2の予算制度といわれる財政投融资についての立法府の関与のあり方についても議論すべき。(松宮勲衆議院議員)
- ②予算に関する国会の修正権についても検討項目とすべき。(加藤勝信衆議院議員)
- ③常に国会は開かれているという通年国会を考えていくべき。(加藤勝信衆議院議員)
- ④わが国にも憲法裁判所を設置すべきである。(渡海紀三朗衆議院議員)
- ⑤人事院、会計検査院、公正取引委員会は独立機関として憲法に定めるべき。(近藤基彦衆議院議員)
- ⑥財政赤字歯止め規定を置くべき。(松村龍二参議院議員)

○杉浦座長より提出の(検討漏れ事項)

- (1) 議員の任期：衆議院4年、参議院6年・半数改選、これでいいか。衆議院議員の任期5年という説もあり得るのではないか。
- (2) 会議の定め：通常国会という考え方もあり得るのではないか。

(3) 大臣の文民規定：憲法第9条の改正等と関連して議論されてもいいのではないか。

○司法について

(1) 杉浦座長提案

- ①「裁判官の任期は、3年を下回ってはならず、10年を超えてはならない」とする。
- ②最高裁の下級裁判所裁判官諮問委員会の実態に合わせた憲法の改正が必要。

(2) 最高裁判所裁判官の国民審査

- ①裁判官訴追委員会、裁判官弾劾裁判所もあり、国民審査は廃止すべき。(清水嘉与子参議院議員)
 - ②実質的審査を行える機関を設けるか、あるいは参議院にその機能を与える等検討すべき。(杉浦正健座長)
 - ③現行憲法制定時にアメリカにあった制度か?合理性のない制度だ。(谷川秀善参議院議員)
- (注 審査制度のモデルは、1945年ミズリー州憲法であるといわれている)
- ④何らかの形で司法権のチェックは必要。参議院で行うか、あるいはフランスの憲法院のような形をとるか。(升添要一参議院議員)
 - ⑤チェックする機能がどこにあるかを参議院を含めて考えるべき。(小島敏男衆議院議員)

(3) 憲法裁判所

- ①世界的潮流でもある憲法裁判所の設置について幅広く検討すべき。(保岡興治会長)
- ②ロシアをはじめヨーロッパ大陸各国には全部憲法裁判所がある。憲法裁判所のあり方、最高裁判所のあり方に関する議論をする必要がある。(中山太郎衆議院憲法調査会会長)
- ③最高裁判所こそが憲法裁判所なのではないか。最高裁判所に憲法裁判所として役割を担わせていた方がいいのではないか。(能代昭彦衆議院議員)
- ④憲法裁判所を憲法改正の中でしっかりと考えていくべき。(渡海紀三朗衆議院議員)
- ⑤内閣法制局から憲法解釈を引き戻すため、また抽象的規範統制に関し、憲法裁判所が必要。ただし、選任方法、事後チェックのあり方について工夫が必要。(葉梨東弘衆議院議員)
- ⑥衆議院憲法調査会資料(衆憲資)第29号26ページ、29ページに「最高裁憲法部」構想、「特別高裁」構想があるが、その構成について非常に工夫が必要となる。(保岡興治会長)
- ⑦憲法裁判所については、司法制度改革の問題としては大きすぎるので除いた経緯がある。(杉浦正健座長)

(4) 軍事法廷

- ①現行憲法第76条第2項の特別裁判所設置禁止規定が、「自衛隊は軍隊ではない」ということの根拠に使われてきた。第9条改正と併せて検討すべき問題。(升添要一参議院議員)
- ②軍事法廷の設置には、国民の大きな反発があるだろう。慎重な検討が必要。(福島啓史郎参議院議員)

(5) 裁判員制度

- ①裁判員は、憲法第76条第3項の裁判官の独立性を阻害する要因とならないか。裁判官の独立性保持と裁判員との整合性に何らかの疑義があるとすれば、憲法改正も視野に入れるべきではないか。(近藤基彦衆議院議員)
 - ②現行憲法下でも、裁判官制度のみならず陪審制度も可能。(杉浦正健座長)
- 裁判員制度に関する一番の議論は、強制的に指名する点で、基本的人権にかかわるのではないかということ。(渡海紀三朗衆議院議員)

(6) その他

- ①憲法で裁判官の任期まで書かなければならないのか。(清水嘉与子参議院議員)
- ②裁判官会議が公務員給与引き下げの人事院勧告に連動して、裁判官の報酬の引き下げを決定したが、現行憲法第79条、第80条の規定に反するのではないか。(中山太郎衆議院憲法調査会会長)
- ③下級裁判所の裁判官は全部最高裁が選ぶというが、全国の裁判官を何人の人が選んでいるのか。それが公正なのかどうか。もっと分かりやすいシステムにすべき。(小島敏男衆議院議員)
- ④弁護士法による弁護士会への強制加入は、考えようによっては、憲法違反ではないか。(渡海紀三朗衆議院議員)
- ⑤弁護士法による弁護士会への強制加入は、憲法の結社の自由を反する。明らかに憲法違反。(杉浦正健座長)
- ⑥終審裁判所としての最高裁の前段階として、法律を除き、「国会は、一切の命令、規則又は処分が憲法に適合するか否か、あるいは憲法の解釈が適合するか否かを決定する権限を有する裁判所を設置することができる。」とすべき。(杉浦正健座長)

- ⑦統治行為については、国民の代表たる国会が決めることで、司法権が立ち入るべきではない。これは、最高裁の非常に立派な高い見識。(杉浦正健座長)
- ⑧国会の中に憲法解釈のものを入れるというのは、国会の立法権に対して何か妙な感じになるのではないか。(能代昭彦衆議院議員)
- ⑨「時間のかかりすぎる裁判は裁判ではない」との原則を憲法にうたうことも必要。(升添要一参議院議員)
- ⑩国を相手取った損害賠償請求訴訟で、国の代理人の訴訟検事が「全部時効」として中身について全く争わないのは国益に反するのではないか。内閣がきちんと中身について反論すべき。(大前繁雄衆議院議員)
- ⑪児童虐待防止法改正の検討作業で、児童相談所の所長は、児童虐待の通報があっても、憲法第 35 条の「住居の不可侵」の規定により、令状なしでは、被害児童の住居に入ることができない。(清水嘉与子参議院議員)
- ⑫司法取引が可能となれば、裁判の迅速化にもつながり、裁判所の負担は相当軽くなるのではないか。(小野普也衆議院議員)
- 司法取引が日本ではできないのは憲法が障害となっているのか。(渡海紀三朗衆議院議員)

○財政

(1) 私学助成等

- ①私学助成に関する明文規定を置くべき。(桝添要一参議院議員)
- ②憲法第 89 条の私学助成、宗教団体に対する「公金支出の制限」は削除すべき。(衛藤晟一衆議院議員)
- ③第 89 条の公の財産の用途制限については、「国民の福祉に浴する範囲において支出できる。」とすべき。(伊藤信太郎衆議院議員)

(2) 財政投融资、特別会計

- ①財政投融资、特別会計についても国会の審議を経なければならないとすべき。(松村龍二参議院議員)
- ②財政投融资を予算と考えずにいいのか。(中野清衆議院議員)

(3) 決算検査、会計検査院

- ①会計検査院をどう活用するのか。議会が申し入れできるような仕組みとすべき。(清水嘉与子参議院議員)
- ②第 90 条の問題点は、国会がどういう権限をもっているのかが書いていない点。法的な裏づけをすべき。(升添要一参議院議員)
- ③会計検査院の仕事が次なるものに影響を与えない点が疑問。(吉野正芳衆議院議員)
- ④国会は、3 年も 4 年も前の決算の審議をしている。憲法で縛りがかかるべき。(桜田義孝衆議院議員)
- ⑤決算が不認定になっても何のペナルティーもない。認定されようがされまいが、そのまま行く。これは地方自治体も同じ。(谷川秀善参議院議員)
- ⑥会計検査院の効率性、役割についてももう一度考えるべき。財政均衡主義を一体憲法はどう考えているのか。どこかで歯止めが必要ではないか。(中野清衆議院議員)

(4) 予算、予算委員会

- ①予算議決に関する衆議院の優越は、これでいいのか。(桜田義孝衆議院議員)
- ②予算委員会では、予算に関係ないことばかり議論している。予算に関係のない話は、他の委員会で議論すべきこと。(桜田義孝衆議院議員)
- ③予算委員会は、NHK テレビ中継を止めれば、まともになる。かなりの頻度のテレビ放送が予算委員会を機能させなくしている。議事運営事項は採決で、質問時間は、ドント方式で(能代昭彦衆議院議員)
- ④新聞は、誰が何回質問したかを書くが、われわれには質問の時間がない。野党に 8 割質問時間を渡してしまうからだ。こうした前近代的な手法では、無党派層の票はとれない。(小島敏男衆議院議員)
- ⑤財政が次の世代にどう責任を果たすべきかは、読売試案にもあるが、複数年度予算について考える機会ではないか。(平井卓也衆議院議員)
- ⑥日本には、歳入委員会がない。歳入も国会がコントロールしなければならない。(能代昭彦衆議院議員)
- ⑦予算の修正権は国会にあるとの明文規定を設けるべき。議会が歳入歳出案まで出す議院内閣制の国があるのだろうか。予算はある程度の細目まで書くべきではないか。(加藤勝信衆議院議員)
- ⑧議院内閣制中心であれば、予算に関する内閣の主体性を確保しないと困難をきたす。(早川忠孝衆議院議員)

(5) 課税

- ①日本の課税法定主義はピントはずれ。国会議員が役人の下請けになっている。税は国会が決めるべき。(渡辺喜

美衆議院議員)

②地方自治体の地方主権を進めるのならば、第 89 条を改正し、地方自治体にも課税権を認めるべき。(伊藤信太郎衆議院議員)

(6) その他

①国会の召集が不可能な非常事態のため。憲法に緊急財政処分制度を定めるべき。また、予算不成立に備え、憲法に暫定予算制度、内閣の責任支出制度を定めるべき。(衛藤晟一衆議院議員)

②諸外国の憲法では、「財政及び経済」と、経済に関する規定を置いているところも多い。例えば、「公企業の存在は否定しないが、私的経済による公正で自由な競争を基本とする。」さらに、大陸棚を憲法上位置付ける意味からも「大陸棚その他の地下資源は、公の利益のために利用されなければならない」などの規定を検討する必要がある。(葉梨康弘衆議院議員)

③現行憲法には、領土に関する規定などがどこにもない。大陸棚の明文規定を設けるべき。(渡辺喜美衆議院議員)

○地方自治

(1) 「地方自治の本旨」

①「地方自治の本旨」というのはわかりにくい日本語であり、もっと端的に地方自治をあらわす言葉に変えた方がいい。(森元恒雄参議院議員)

②「地方自治の本旨」とは、少なくとも市町村で第一義的に全部できるということ。(谷川秀善参議院議員)

③現行憲法の「地方自治の本旨」は住民自治の方に偏っているのではないかと。「地方自治の本旨」は住民自治であるのか、団体自治に重きを置いた制度に変えていくべきか議論していくことが大事だ。(船田元衆議院議員)

(2) 道州制

①道州制は賛成だが、連邦制は如何なものか。今までの中央集権のいいところを持ちながら、ここの特色を生かしあえる道州制に。(衛藤晟一衆議院議員)

②道州制はぜひ進めるべきだが、国会議員の間でも道州制の共通イメージができていないのではないかと。国の組織・機構を大胆に削減することが一番の眼目だが、いざ実行するとするとコンセンサスが得られるのか。道州制を導入しないと、東京一極集中の流れは食い止められないのではないかと。(森元恒雄参議院議員)

③江戸時代は三百諸侯で、300 市町村なら各々人口 30 万人から 40 万人。これが進めば、道州制あるいはそれも要らないくらいになる。国即地方自治体。道州制といっても調整する部分くらいは道州制ではないかと。(谷川秀善参議院議員)

④道州の長は国からの派遣の大臣でいい。万から万を一つの単位にして中央集権と地方分権を一挙に進める。(田野瀬良太郎衆議院議員)

⑤北海道道州制特区を政権公約に盛り込んだが、道州制全体の定義が曖昧中で、北海道だけ道州制の特区とするという議論は非常に難しい部分がある。中央省庁の役員は徹底的に反対して、足を引っ張るのではないかと。(石崎岳衆議院議員)

⑥道州の長を直接選挙で選ぶことになると、首相公選制にすべきという流れにならないかと。道州の長を直接選挙で選ぶことが妥当なのかどうか議論すべき。(葉梨康弘衆議院議員)

⑦道州制なり地方分権を進めながら、格差の是正をしていくというのは、ある意味では論理矛盾ではない。それは政策的な問題なのではないかと。(福島啓史郎参議院議員)

⑧住民がいちいち個別利害で地方自治の枠を決めるのではなく、国家が責任を持って決めてかまわない時期にきているのではないかと。(早川忠孝衆議院議員)

⑨道州制を導入するとすれば、徴税権を道州に回さなければならない。(能代昭彦衆議院議員)

⑩「道州制導入と北海道における道州制特区の先行展開」が昨年の総選挙の政権公約となった。北海道が日本に道州制を導入する先駆的役割を果たすのではないかと。(杉浦正健座長)

⑪国際的な経済単位として小回りがきいていい単位、そういう単位を決めて経済を底で運営して、日本の国力を最大化するというのを考えていく。それも道州制の理念のひとつ。中央集権から地方の主体性・自主性を最大化して国力を高めていく仕組み、これは政治でなければならない。(保岡興治会長)

(3) 住民投票

①住民自治を突き詰めていくと、住民投票がどこでもいつでも行われてしまう。住民投票が頻繁に行われると、安定した地方自治にはなっていない。(船田元衆議院議員)

②住民投票の乱発により、地方自治が非常に間違った方向に行っている。これにある程度歯止めがかけられる仕組みが必要。(森岡正宏衆議院議員)

③小さな町を二分する住民投票が行われる。住民投票を乱発すると必ずいつまで経ってもしこりが残るという不幸な結果を生む。(近藤基彦衆議院議員)

④住民投票についての一般の認識が変わってきているのではないかと。住民投票をきちんと運用できる形で規定した方がいいのではないかと。(加藤勝信衆議院議員)

住民投票に天皇制がかかるようなことがあってはいけない。(中山康秀衆議院議員)

(4) 領土

①竹島について、島根県の人たちは一生懸命だが、国は安閑としている。領土を守る、国を守るという気概にも仕組みにもなっていない。(森岡正宏衆議院議員)

②領土の扱いを憲法に規定していないのはおかしい。(近藤基彦衆議院議員)

③日本の場合は、国の領土、あるいは国民という位置づけが明確にされていないという意味で基本的なところが欠けているのではないかと。(早川忠孝衆議院議員)

(5) その他

①戦後、文化の視点が全然なくなった。これが地方が疲弊した原因。市町村合併で **1000** ぐらい減らそうかと議論していたら中央官庁の思うツボで全然前に進まないことになる。(谷川秀善参議院議員)

②地方自治法上は人口 **50** 万人で政令指定都市になる。思い切って **300** 市町村で国と二層にすべき。(能代昭彦衆議院議員)

③少子高齢化の進行するなかで、この国自体が持っていくのか。外国人参政権、移民の問題についても議論を。(中山康秀衆議院議員)

④地方の規模は人口 **30** 万、**40** 万人という枠を最初からはめてしまうのは間違いではないかと。地域によっていろいろな特性があって当然。その上で、国と地方との役割を決めていくべきだ。(森岡正宏衆議院議員)

⑤三位一体改革が解けないパズルになっている理由は、地方債の発行と償還の責任を明確にしていないから。地方自治体の破綻法制がいかにも中途半端で、いつまで経っても地方の甘えがなくなる。もう一度ナショナルミニマムの再定義をしなければならない。ある程度国土の中で不均衡なものを容認しているような政治もあり得る。(平井卓也衆議院議員)

⑥江戸時代が三百諸侯で、市町村合併で **300** 市町村にという議論は明らかな事実誤認。(葉梨康弘衆議院議員)

⑦このまま行ったら地方の集落が壊れる。自治も何もない、人間が住めなくなる。自治以前の問題。(谷川弥一衆議院議員)

⑧江戸幕府の時代、各藩に藩札を発行し、裁判も行ってた。まさに地方主権で、これがわが国が進むべき道なのではないかと。(吉野正芳衆議院議員)

⑨首都機能の移転は、地方分権の究極。憲法に書かない限り、こういう国家的な事業はとて実現することは不可能ではないかと。(古谷圭司衆議院議員)

⑩経済的に自立できる範囲が何かということを考えた上で、その主体になる地方自治体がどれぐらいの範囲のものかということを考える必要がある。(伊藤信太郎衆議院議員)

⑪景気の動向にかかわらず、固定資産税の収入の大きい自治体は非常に安定した財源を持っている。日本の場合は人口が減少し、寿命が世界一長く、高齢者の親をどう支えるか。国か、自治体か、子供たちかという問題も併せて考えていくべき。(中山太郎衆議院議員憲法調査会会長)

○改正

①憲法改正の発議要件を過半数とすべき。(渡海紀三朗衆議院議員)

②憲法改正の国民投票の手続法を早急に取りまとめ、国会に提案すべき。(渡海紀三朗衆議院議員、桜田義孝衆議院議員)

○最高法規

第 **97** 条、第 **98** 条、第 **99** 条はいずれも要らない。(松村龍二参議院議員)

第 **10** 章「最高法規」は削除して、読売試案の線に沿って改正する。(杉浦正健座長)